

福祉専門職員配置等加算に関する届出書（平成30年4月以降）
 （療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・
 就労継続支援A型・就労継続支援B型・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・
 医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

1 事業所・施設の名称	児童発達支援事業所〇〇		
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 福祉専門職員配置等加算(I) ※有資格者35%以上 2 福祉専門職員配置等加算(II) ※有資格者25%以上 3 福祉専門職員配置等加算(III) ※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上		

【届出項目】

- ・常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の割合が**35%以上** →加算 (I)
- ・常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の割合が**25%以上** →加算 (II)
- ・常勤の生活支援員等のうち、勤続年数が3年以上の者の割合が**30%以上** →加算 (III)
- ・常勤換算の生活支援員等のうち、常勤の生活支援員等の割合 →加算 (III)

4 社会福祉士等の状況 (I)または(II)を算定する場合は4を記入	① 生活支援員等の総数(常勤)	6人	1÷6=0.16 25%に満たない	有 無
	② ①のうち社会福祉士等の総数(常勤)	1人	①に占める②の割合が25%又は35%以上	
5 常勤職員の状況 (III)を算定する場合は5、6のいずれかを記入	① 生活支援員等の総数(常勤換算)	8人	6÷8=0.75 75%を満たす	有 無
	② ①のうち常勤の者の数	6人	①に占める②の割合が75%以上	
6 勤続年数の状況	① 生活支援員等の総数(常勤)	人		有 無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数	人	①に占める②の割合が30%以上	

【用語の意味】

- 常勤とは →備考2を参照してください。
- 常勤換算とは
 →【事業所の従業者の勤務延べ時間数】÷【事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数】
 により、事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算した場合の数を言います。
 例：常勤職員の勤務時間が40時間の場合
 勤務延べ時間数が40時間で常勤換算1.0、20時間で常勤換算0.5となります。
- 生活支援員等とは →区分によって対象職種が異なります。
 備考3を参照してください。
 ※point！
 生活支援員等には、管理者（管理業務のみを行っている場合）、
 児童発達支援管理責任者は含まれません。
- 社会福祉士等とは →社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師のいずれかを言います。
- 勤続年数が3年以上の者とは →加算の申請を行う前月末日時点における勤続年数をいう。

なお、勤続年数には、当該事業所での勤続年数に加えて、同一法人が経営する他の障害福祉サービス事業所や障害児通所支援事業所、病院、社会福祉施設等で直接サービスを提供する職員として従事した期間を含めることができます。

備考1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

2 ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第二の2の(3)に定義する「常勤」をいう。

- 3 ここでいう生活支援員等とは、
- 療養介護にあつては、生活支援員
 - 生活介護にあつては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
 - 自立訓練(機能訓練)にあつては、生活支援員又は共生型自立訓練(機能訓練)従業者
 - 自立訓練(生活訓練)にあつては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者
 - 就労移行支援にあつては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
 - 就労継続支援A型・B型にあつては、職業指導員又は生活支援員
 - 自立生活援助にあつては、地域生活支援員
 - 共同生活援助にあつては、世話人又は生活支援員(外部サービス利用型にあつては、世話人)

- 児童発達支援にあつては、
 加算(I)(II)においては、児童指導員 又は 共生型児童発達支援従業者、
 加算(III)においては、児童指導員 若しくは 保育士 又は 共生型児童発達支援従業者

- 医療型児童発達支援にあつては、
 加算(I)(II)においては、児童指導員 又は 指定発達支援医療機関の職員、
 加算(III)においては、児童指導員、保育士 又は 指定発達支援医療機関の職員

備考3

- 放課後等デイサービスにあつては、
 加算(I)(II)においては、児童指導員 又は 共生型放課後等デイサービス従業者、
 加算(III)においては、児童指導員 若しくは 保育士 又は 共生型放課後等デイサービス従業者の
 のことをいう。